

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 土地改良事業計画を変更することを適当と決定した件 四六
- 県営土地改良事業計画を定めた件 四六
- 育種母樹林を指定した件二件 四六
- 道路の供用を開始する件 四六
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四六

告 示

福島県告示第六百五十七号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、鹿島町土地改良区が鹿島町土地改良区維持管理事業に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和七年十月七日

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年十月八日から
月二十七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、浪江南地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和七年十月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年十月八日から
月二十七日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
浪江町役場
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第六百五十九号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により、令和七年十月七日次のとおり育種母樹林を指定した。
 令和七年十月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積		法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
				本数（本）	面積（ha）	
福島育三〇号	育種母樹林	スギ	南相馬市原町区萱浜六貫山一一六	二七〇	〇・〇八四	福島県農林種苗農業協同組合

（森林整備課）

福島県告示第六百六十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定により、令和七年十月七日次のとおり育種母樹林を指定した。
令和七年十月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあつては面積	法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育三 一号	育種母樹林	スギ	大沼郡会津美里町 荻窪字上野四八一 一ほか		
				福島県農林種苗農業協同組合	

（森林整備課）

福島県告示第六百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和七年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八八号	田村市船引町船引字遠表二二番一 地先から 同 市常葉町西向字米粉原一番二 地先まで	令和七年一〇月七日

（道路計画課）

公 告

公告第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和七年十月七日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
会津大川土地改良区
就任した役員
役員 氏名 住所
理事 木野 和子 大沼郡会津美里町字惣印東二〇番地一
同 官野 尚子 会津若松市北会津町蟹川一一四九番地

（農村計画課）

